

業務の運営に関する規程

株式会社H i l l s

第1 求 人

- 1 当社は、日本国内の全職種に関する求人の申込みを受理します。
ただし、その申込み内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合にはこれを受理しません。
- 2 求人は、求人者またはその代理人が電子メールにてお申込みください。
その他、直接のご来社、郵便、FAXまたは電子的なシステムによるお申込みをされる場合は事前にお問い合わせください。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 当社は、日本国内の全職種に関する求人の申込みを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職は、本人が所定の書式によりお申込みください。
直接来社できないときは、事前に、電話、ファックスまたは電子メールにてお問い合わせください。
- 3 臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。
- 2 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合は、所定の推薦状にて紹介手続きを行います。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に

係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。
また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
- 3 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 当社の取扱職種の範囲等は、日本国内の全職種です。
- 6 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者にお問い合わせください。

2022年 1月 1日
株式会社Hills
代表取締役 稲岡正浩